# 	務署受付	令 和 ②	年	月分	分利	子:	等 0	の支	払	調	書作		十 表	処理事項	*	值信日付日		· 検 <b>※</b>		整理簿	登載 ※	身元確認	平 成 28
•		/		提	住所(居所 又 に 所在 知	t <u>t</u>			電	話(	_		_	)	調書の	2番号 D提出区分 1、追加=2 3、無効=4	)		提出媒体	***************************************	本店 一招	右・	年 1
令和 年		月	日提出	出	個人番号又 法人番号 フリガナ 氏名又に	(注) ト	↓ 個人 	番号の記載に	当たっては	、左端を空	的にし、こ	こから記載	してください。	1	作品	対担当者	税班	里士番号	를 <i>(</i>		)		1日以
		税務制	署長 殿	者	名 和 フリガナ 代 表 者 氏 名	- -									- 作成 署	成税理士 名		直話 (	_	-		)	後提出用
ļ	<u>X</u>		分	支 (支 <del>j</del>	払調書提出 と調書提出	件 出省略		数 む。)	支	左担	の a 作		、 支 数	払 調 支	問 書 払	を 提 金	出類				合計		
課	法	人	分					件					件					円					円
税	個	人	分																				
分	軽	減	分																				
非課税又は免税分																							
計																							
(摘	要)																						

<sup>○</sup> 提出媒体欄には、コードを記載してください。(電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)

<sup>(</sup>注) 平成27年12月分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

## 【利子等の支払調書合計表】

## 記載要領

- 1 「支払件数(支払調書提出省略分を含む。)」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第82条第2項第2号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、租税特別措置法第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)第1項から第2項又は租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、 その合計を記載する。
- 3 「法人分」欄には、内国法人(国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人)又は外国法人(内国法人以外の 法人)に支払う利子等のうち、次の5又は6に掲げる利子等以外のものについて記載する。
- 4 「個人分」欄には、居住者(国内に住所若しくは1年以上居所を有する個人)又は非居住者(居住者以外の個人) に支払う利子等のうち、次の5又は6に掲げる利子等以外のものについて記載する。
- 5 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の 軽減に関する規定により軽減されたものを含む。)について記載する。
- 6 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第9条(非課税所得)第1項第2号、所得税法第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、租税特別措置法第4条(障害者等の少額公債の利子の非課税)第1項、租税特別措置法第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)第1項及び租税特別措置法第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)第1項の規定により非課税とされた利子等又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)について記載する。
- 7 利子等が未払のため源泉徴収されないものがある場合には、「摘要」欄に、その件数、利子等の額の合計及び徴収すべき税額の合計を記載する。
- 8 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。